

国民年金保険料の 免除制度があります

所得が少ないときや失業等により保険料を納めることができない場合には、本人の申請によって、保険料の納付が免除される制度があります。

① 免除（全額免除・一部免除）申請

本人、配偶者、世帯主それぞれの前年所得が一定額以下の場合や、失業等の事由がある場合に、保険料が全額免除又は一部免除となります。

② 納付猶予申請

50歳未満の方で、本人、配偶者それぞれの前年等の所得が一定額以下の場合に、納付が猶予されます。

注）付加年金又は国民年金基金に加入中の場合、免除等が承認されると脱退となります。

※過去2年まで遡って免除申請ができます。

平成26年4月から法律が改正され、保険料の納付期限から2年を経過していない期間について、遡って免除等を申請できるようにしました。ただし、申請が遅れると万一のときに障害年金が受け取れないなどの不利益が生じる場合がありますので、すみやかに申請してください。

※平成29年度の免除等の受付は平成29年7月1日から開始され、平成29年7月分から平成30年6月分までの期間を対象として審査をおこないます。一部免除及び失業等を理由とした特例による免除が平成29年6月までの承認となっている方は、7月以降新たに申請が必要です。

立科町消費者の会で 啓発活動を行いました

5月15日(月) ツルヤ立科店のご協力をいただき、立科町消費者の会と東信消費生活センターで、「悪徳商法追放キャンペーン」を実施しました。新しい巧妙な手口による消費者トラブルが多発しています。正しい知識を身につけ、被害を未然に防ぎましょう。



消費者被害は日々悪質化、巧妙化しています!!

次々販売

昼間、家にいる高齢者をねらって家に上がり、布団など高額商品を販売し、次々にまた商品を売りつけるもの。

無料商法

「無料サービス」「無料体験」「無料で閲覧」など「無料」であることを強調して勧誘し、最終的に商品やサービスを契約させるもの。

点検商法

「無料で耐震診断します」などといった理由で家に上がり、「このままでは、危険なのですぐに工事が必要だ」と不安にさせて契約をさせるもの。

不当請求・架空請求

パソコンや携帯電話、スマートフォンから閲覧できるアダルトサイトなどで、利用料金や利用規約を明確にせず、消費者がクリックすると即座に「契約完了」「料金請求」などと表示し、高額な料金を不当に請求するもの。

日頃からだまされないための心得5カ条

- ① はっきり断る！
- ② うまい話はまず疑う！
- ③ 気軽に財産の内容を教えない！
- ④ 署名、押印はうかつにしない！
- ⑤ 迷ったら一人で悩まず、まず相談を！

お問合せは、東信消費生活センター 0268-27-8517へ